

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

〈くらし創造部、景観・環境局、警察本部〉

開催日時 平成25年10月1日(火) 10:03～11:13

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

神田加津代 委員長
高柳 忠夫 副委員長
宮木 健一 委員
大国 正博 委員
宮本 次郎 委員
山村 幸徳 委員
安井 宏一 委員
中村 昭 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事
浪越 総務部長
影山 くらし創造部長兼景観・環境局長
原山 警察本部長
太田 生活安全部長
堂藤 刑事部長
大森 交通部長
林 警備部長
柘植 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

〈会議の経過〉

○神田委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。宮本委員はもう来られますが、先に始めます。

それでは、日程に従い、くらし創造部、景観・環境局、警察本部の審査を行います。その前に、昨日山村委員から請求のありました資料を、お手元にお配りしておきましたので、よろしく願いいたします。その件について報告だけさせていただきたいと思います。

奈良公園室より資料提供があり、お手元にお配りしていますので、ご確認ください。資料としては、1つ、若草山周辺地域における法規制、そして2つ目が奈良公園施設魅力向上事業、若草山周辺地区整備業務の概要報告書となっております。なお、報告書については、大変資料が多いので、今回は概要報告書をお手元にお配りしていますので、ご承知ください。

また、この報告書は環境影響調査の結果を踏まえ、検討内容が変わることが想定されるなど、意思形成過程の資料であることを申し添えるとともに、取り扱いに当たっては十分ご注意くださいよう重ねてお願いいたします。以上でございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

以上、報告とさせていただきます。

それでは、早速、質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があればご発言を願います。

なお、理事者の皆さんには委員の質疑に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いします。あわせて、委員の皆様にも明確にわかりやすい質問を、よろしく願いしておきたいと思っています。

○安井委員 くらし創造部、スポーツ振興課にお尋ねしたいと思います。

ネーミングライツで3年の実績が終わりまして、今年度が第2期目ということで、金額も500万円から800万円に増額されたと。これは特に佐藤薬品スタジアム球場の設備、あるいはそういったことに関連することに生かされるということで、これは賛同いただいている方、あるいは県民の方々からも、使い勝手のいい、開放された施設ということで利用者側にとっても非常に有益な事業であると思っています。

そこに県の財源を充てられて、800万円プラス県の財源ということです。これまでに過去3年間において改善、あるいは新たに進められる事業もあると思うのですが、これらの3年間、1年で800万円ですから3年で、2,400万円、そこに県の財源を充てられてどうされるのか、まだ少し余地というか改善するところは残されておるとは思うのですが、佐藤薬品スタジアム球場周辺、あるいは球場内の整備を進めてほしいと思います。

これは、利用された方にも寄附というのですか、賛同される方にもそういう希望はおありかとも思いますし、利用者がもっといれば。子どもたちや社会人、あるいは高齢者の方々も野球を通じてさまざまな活動をされていますので、そういう方々の利用増や、あるいは利用者側とすれば設備の改善は非常に待ち望んでいたことでもありますので、どういう事業を進めようとされているのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、もう一点は、スポーツ施設等整備検討事業ということで、新たに今年度新規事業をされていますけれど、これは新たなスポーツ施設を整備したり、既存のスポーツ施設を計画的に改修していくことを検討するための予算を組まれたと聞いておりますけれど、2年後に紀の国わかやま国体が開かれるということで、この近畿圏でも次は滋賀県で、もう奈良県も近い将来に開催するときに来ると思います。そういう意味では、今の既存のスポーツ施設で十分満足しておるのかという思いから立てば、もっと専門的なのか、例えば公式ゲームができるサッカー場などが、奈良県には存在していません。旧県立志貴高校が芝生化されて、少しはサッカー愛好者に対して朗報があったわけですが、公式試合となれば、そういうものでなく、やはりサッカー場も必要になってくるのではないかと思います。県立樞原公園の競技場の中の芝生の部分を使われてサッカーをされていますけれど、これはもともとは競技場ですので、そこでサッカーの公式試合をすることになると、もともとの使用目的はサッカー場ではありませんので、公式試合ができるようなサッカー専用のグラウンドが、将来的には必要だとは思っております。また野球場についても、今の県立樞原公園の佐藤薬品スタジアムはスタンドもバックネットと内野が少しということで、外野からずっと観客席が設置された、公式試合やプロ野球でもできるといった球場が必要ではないのかと思います。そのようなこととか、体育館でもこの間、宮木委員からも質問がありましたけれども、プロのバスケットボールチームが奈良に誕生して、大いにこれからスポーツを盛り上げようとのことですが、今の県立樞原公園の体育館で、試合はできることはできると思うのですが、現状として、今の県立樞原公園の体育館だけでは不足しているのではないかと。

もちろん各市でつくられております奈良市営球場でありますとか、大和郡山市営球場もそうですけれど、そういう兼ね合わせもあると思うのですが、県の施設は今の現状で満足しているわけではないと思いますし、さらにスポーツを普及していこうと思えば、外野席もあるような球場を1つはつくと。そしてまた、サッカー競技についても、公式試合ができるようなグラウンドが必要であるということ。体育館の整備についても、そうい

う意味では1つではいかないと思いますし、さまざまスポーツを振興していく上においては、施設をもう少し充足していくべきではないか、そういう意味の今年度の新規事業ではないのかと思うのですが、調査検討していくという前向きな姿勢のもとに予算化されたものだと思いますけれど、そういう意味で申し上げました以外にこれから何か新しいものをお考えになっておるのかどうか、その2点をお伺いしたいと思います。

○吉田スポーツ振興課長 佐藤薬品スタジアムのネーミングライツに関する事、それからスポーツ施設等整備検討事業についてのご質問でございます。

まず、佐藤薬品スタジアムのネーミングライツについてでございます。ネーミングライツの命名権料につきまして、大変ありがたいと考えております。これまで、それを活用した整備につきましては、佐藤薬品スタジアム、いわゆる県立樞原公苑の野球場を利用する選手や観戦する方の安全性、快適性、あるいは利便性を向上することに利用することといたしております。これまでの整備状況といたしましては、平成23年に野球場の内外野の衝撃吸収ラバーの改修、あるいはベンチ内の塗装、それからサブスコアボードの改修等に使用していただきまして、3年間で当初は1,500万円頂戴したわけでございますけれども、こういった整備で合計約2,100万円の整備を行ったところでございます。この期間に、ネーミングライツの命名権料によるもの以外の整備につきましては、例えば平成22年度では、外野の人工芝化、内野の黒土の入れかえ、それから平成23年度に観客席の改修、照明鉄塔の塗装、そういったものに、総額で約2億3,500万円の整備も行ったところでございます。今後の整備につきましては、来年度の予算編成過程の中で検討することとしておりますけれども、これまで同様、多くの利用者や観客の方に、より快適に観戦いただけるようにしたいと考えております。また、ネーミングライツによる命名権料以外の他の財源についても、うまく確保、活用して整備に当たりたいと考えております。

それから、2点目のスポーツ施設等整備検討事業についてでございます。委員ご指摘のように県内のスポーツ施設も将来を見越して整備検討をしていく必要があるかと考えておりまして、この事業では、県内のスポーツ施設の今後のあり方につきまして、既存施設の有効活用、新しいスポーツ施設の整備を一体的に検討しようというものでございます。具体的には県の施設だけではなくて、市町村、学校、民間の施設など、県内のスポーツ施設の規模や、あるいは稼働率、そういった現状をしっかりと把握して既存の施設の検証を行って、今後どのような役割分担が可能か、あるいは県全体として効率的な施設の活用、効果的な整備、そういったものの既存施設の利用、改修計画等を整理したいと考えており

ます。また、こうした整理を踏まえまして、委員がご指摘のようにサッカー場、野球場、体育館といろいろございますけれども、具体的な想定はまだいたしてはおりませんけれども、本県にとって新たにどのような施設が必要になるのかについても、研究したいと考えております。以上でございます。

○安井委員 ネーミングライツを賛同されている方も野球を普及したいと。そして特に子どもたちの野球が、野球の底辺を支えて拡大していくという意味では、子どもたちの大きな夢、将来に向かっての夢もあります。野球場を子どもから大人まで十分使えるという、そこには快適性、安全性がなければならないのですけれど、今の答弁の中にもありましたように、大分改善は進んだということでもいいと思うのですが、外野席とか、まだ手をつけておられないところも改築の必要があるのではないかと、個人的に思っているので、ネーミングライツの趣旨を生かして十分な整備をこれからも続けてほしい。県の予算も2億3,500万円をお使いになったということですが、その何分の1かではありませんが、県としても寄附された方の趣旨というか気持ちを活かしてほしいと思います。また野球などのスポーツを通じて子どもたちが、そしてまた高齢者まで体の健康のためになるように、スポーツを普及していくという意味で、野球は基礎的というか、もともになるようなスポーツだと思いますので、快適性をこれからも追求してほしいと思います。

そして、スポーツ施設等整備検討事業については検討するということですので、これからその結果を見てみたいと思うのですけれど、十分、今の現状を憂いておられると思うので、既存の施設もそうですけれど、奈良県としても新たに考えなければならない施設もあるかと思しますので、大胆な発想をしてほしいと思います。今ある施設をさわるのではなく、新たなものも必要であるという観点から、予算はおありかとは思いますが、大胆な発想の中で、スポーツを振興していくという立場に立って発想をしてほしいと思います。またこの検討の結果をいずれご報告いただけたらと思いますが、ぜひともこの趣旨を生かして整備に努めてほしいということをお願いしておきます。終わりです。

○大国委員 おはようございます。その他の質問になろうかと思いますが、1問だけ県警察本部に質問をさせていただきたいと思っております。

今、メロディーパトロール等、地域パトロール等を行っていただいております。感謝を申し上げたいと思っております。私の家にもたびたび巡回をしていただいているようで、よく聞かせていただいております。ありがとうございます。

きょう、1点お尋ねしたいのは、痴漢対策でございます。これまでも警察本部に対して

ご相談を申し上げてきた事案でございます。大学生の娘さんをお持ちのお母さんからたびたびご相談をいただいていることにつきまして、ご相談とご紹介をしたいと思っております。

7月末に娘さんのお母さんから初めてご相談をいただきました。朝のラッシュ時の電車内で痴漢が起きているということで、お母さんは娘さんの友人、あるいは娘さんの先輩、さまざまな声を拾い上げておられるようで、そういった声を寄せていただきました。朝の近鉄大和八木駅から京都駅行きの電車内において、そういった行為があったということがあります。私も相談をいただいて、勇気を持ってきっちりと申し入れてくださいと、悪いことは悪い、きっちりと行っていただければ警察もちゃんと対応してくれますというお話をさせていただきました。痴漢に遭われた方にお母さんがお話をされると、とても怖くて後ろを振り向くことはできないという、言ってみればなかなか言い出せない方が痴漢に遭われているようでございます。こういったなかなか発せられない女性に対して、一つは痴漢が起きないように取り組みが必要になってくるのかと思っておりました。

そうしていると、8月にまたご連絡がありまして、近鉄大和西大寺駅から近鉄富雄駅方面の電車におきまして、また痴漢に遭ったというお話をいただきました。こういったことを、連続して聞かせていただいておりますけれども、県内でもこういった声なき声がたくさんあるのではないかと。あつてはならないことですが、そういった方たちを、きっちりと守ってあげるということも必要ではないかと思っております。

そこで、生活安全部長にお尋ねしたいのですけれども、電車内における痴漢行為の現状について、年間にどれぐらいの届け出があつて、何人ぐらい検挙されているのか。また、こうした電車内での痴漢を起ささないため、現在、県警察本部ではどのような取り組みをされているのか、1点お尋ねしたいと思います。

○太田生活安全部長 大国委員のご質問にお答えいたします。痴漢行為の発生及び検挙状況、それと痴漢を防止するための対策はいかにということでお答えさせていただきます。

県内での電車内や駅構内等の鉄道関係施設におきます痴漢行為あるいは盗撮事案等は平成25年8月末現在で61件認知しております。平成24年の同時期と比較しまして、29件増加している現状にあります。

この種の犯罪は、女性の心に大きな傷跡を残す、本当に卑劣な犯罪でございます。被害を発生させないことが、県民の皆様が期待していることだと思っております。そうしたことから、県警察本部では、今、被害を未然に防止する対策といたしまして、女性や子どもの防犯意識の向上を図るために情報提供や防犯教室の開催を行っております。また、被害に遭われ

た女性から相談があった場合は、女性に同行して列車警乗を行うとともに、発生の多い通勤、通学時間帯には、県警察本部の子ども・女性安全対策室を中心にしまして、鉄道警察隊や管轄警察署と連携しまして予防、検挙を目的として女性警察官等による列車警乗等を行っています。その結果、平成25年8月末現在で昨年より5人多い14人を検挙したほか、9人に対して指導、警告を行っております。

またそのほか、いろいろな痴漢の発生状況、あるいは被害者の意向等を踏まえまして、鉄道会社に対しまして被害防止措置を講じるよう申し入れを行い、既に電車内や駅構内での痴漢被害防止啓発ポスターの掲出、注意喚起のためのアナウンス放送、電光掲示板への表示、助役等による通勤、通学時間帯のランダムな添乗等に取り組んでいただいております。

今後とも、日本一安全で安心して暮らせる奈良県の実現に向けまして、こういう卑劣な犯罪を防止する意味で対策及び検挙を強化してまいりますので、どうぞご理解よろしく願いたします。以上でございます。

○大国委員 ありがとうございます。私も相談を受けて注意深く、駅等でどんな取り組みがなされているのかと見ております。実は、2週間前の朝、近鉄学園前駅におりますと、ちょうど改札を入ったところにディスプレイがありまして、そこには大阪府警察の痴漢防止のアピール放送が1分か2分間ぐらいに1度ずっと流れておりました。内容は、防犯ブザーを女性も持ちましょう、安全な大阪に向かって出発進行という、ご当地アイドルを使った映像でございましたが、そこはやはり奈良県の管轄でもあろうかと思っておりますので、私は奈良県警察の文字がないというのが、大阪府警察というのはどうなのかという感覚があったわけでございます。奈良県民のなかなか強く出られない、被害を受けられる方々にとって、奈良県警察本部がしっかりとお守りしていますというメッセージがあれば、非常に心強かったかとも思っております。今聞きますと、交互に流しているというお話もいただいておりますけれども、先ほどお話がありましたように、そういった犯罪が起きにくい状況に、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今、報告がございましたけれども、かなり件数もふえているとのことでびっくりしているのですが、こういったことは、やはり女性専用車両が十分でないのも一つの原因だと思っています。近畿日本鉄道株式会社にもたびたびお願いには行っておりますけれども、さまざまな理由でなかなか全線には配置できないとのことでありますが、であれば、どうしてもこういった犯罪がなくなるのかも含めて、予防をどう取り組んでいくかが、非常に重

要かと思いましたので、もう少し警察の方々と、鉄道事業者の方と詳細に協議をしていただいて、特にこういった弱い立場の方にしっかりと、また安心感が与えられるように引き続きのご努力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○宮本委員 2点お聞きしたいのですが、1つは警察本部にお聞きしたいのですが、高齢者による交通事故がふえている状況にありまして、これを未然に防止することから、高齢者運転免許自主返納制度が注目を集めていると思っております。平成24年4月から運転経歴証明書が発行されるようになりまして、これを身分証明書として運転免許証のかわりに使用できるほか、これを示すことによってタクシー料金が1割引きになるなどのメリットがあると、そういう取り組みが始まったとお聞きしています。この実施から1年半が経過をしたわけですが、今の取り組みの現状、あるいは効果について、また、自主返納した場合、タクシーの割引だけにとどまらずいろいろなサービスが受けられることがあれば、もっと促進されると思うわけですが、現時点でどのような特典があるのかお聞きしておきたいと思っております。

もう1点は、先ほどお配りいただいた資料に少し触れさせていただきたいのですが、きのう、予算審査特別委員長から資料請求がありました、奈良公園の施設魅力向上事業、若草山の移動支援施設のことです。これはまだ県が自主的に行っている景観影響調査の検討の最中だということですので、この現状から大きく変わる場合があります。これを見て、変わってもらわなければならないと思ったのですが、変わる場合がありますので取り扱いには注意とのことですが、1つ、景観・環境局長に基本的な考えだけお聞きしておきたいです。お配りいただいた資料を少し見せていただきますと、3つの案が示された。ロープウェイ、モノレール、電動カートの3つの案を示されたわけですが、ここではロープウェイは景観に影響がとて大きいという意見が付されています。電動カートはわだちが残るということで、走るルートは自由度が高いけれども、景観に影響があるということで、モノレールが一番景観への影響が少ないということで、るるどういった影響が考えられるかが示されています。もちろん世界遺産にレールを引くことは大問題だと思っておりますので、これはこれで教育委員会に文化財保護の観点で聞きたいと思っておりますが、景観行政として、この移動支援施設が今後具体化されるに当たってどういった役割を果たされるのか、どこかできっちりと景観の問題について県民に意見を諮るような場がつけられるのか、あるいは景観行政として、景観上こういう問題が考えられますという意見を上げる

場があるのかどうか、その点だけお聞きしておきたいと思えます。以上です。

○大森交通部長 高齢者運転免許自主返納制度と、それに対する支援事業に関してのお尋ねでございます。

平成25年の、これまで交通事故でお亡くなりになった方が、29人おられます。高齢者は19人でございます。うち二輪、四輪を運転中の事故で8人の方がお亡くなりになり、一方で高齢者が第一当事者となった事故で7人のお亡くなりになっておられます。近年、高齢運転者の事故の割合が増加傾向にあり、昨日まで実施いたしました秋の交通安全県民運動期間中におきましても、高齢女性が軽四輪乗用車を運転中に対向車と正面衝突する事故でお亡くなりになったところでございます。

県警察本部といたしましては、加齢によります身体機能の変化等により、運転に不安を感じながら買い物や病院等への交通手段として車を運転しておられる高齢者に対し、少しでも運転免許証を返納しやすい環境をつくり、加えて、そのご家族に高齢者の運転について考える機会を持っていただくことで、高齢運転者の交通事故防止に結びつけようと、平成24年2月に高齢者運転免許自主返納支援事業要綱を定めまして事業を開始いたしましたところであります。

本事業は、高齢者の方が運転免許証を自主返納され、身分証明書として利用できる運転経歴証明書を取得していただいた場合に、これを提示することにより、支援事業所が行う料金の割引やサービスの提供を受けられるものであります。具体的な支援事業につきましては、平成24年4月1日からタクシー料金の1割引きをスタートしていただいております。また、8月1日からは、奈良交通株式会社のゴールドクラブ定期券の1年券が初回に限り無料で配布されております。さらに、平成25年1月16日からは、桜井市商工会及び桜井市観光協会において、加盟各店での買い物や神社、仏閣の拝観料金の割引制度が行われております。

この事業を推進し、また運転経歴証明書の有効期間が無期限になるなどの制度改正の効果もございまして、平成23年の高齢者の運転免許証の自主返納者は136人で、うち運転経歴証明書の取得者は38人、発行率は27.9%でありましたが、平成24年は高齢者の運転免許証の返納者は1,148人で、運転経歴証明書の取得者は923人、発行率は80.4%と、件数では24.3倍にまで増加し、平成25年8月末で951人が運転免許証を自主返納され、797人が運転経歴証明書を取得されております。発行率は83.8%となっております。

今後この事業に協賛していただける事業所等をより多く募集し、運転に不安を持っておられる高齢者の方々が運転免許証を返納しやすい環境をつくり、高齢運転者の交通事故防止を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 奈良公園の公園施設の魅力向上事業につきましては、奈良公園の奈良公園地区整備検討委員会で検討されておられます。そこに、関係部局として、風致景観課を幹事課として参画をさせていただいております。

これも、今まだ成案、固まったものではございません。これからも検討をされていくと思いますので、参画をさせていただいている部局としては、意見を申し上げるときもあるかとは思いますが、今後の検討に参画をして、その進捗状況に関与はしていきたいと思っております。以上でございます。

○宮本委員 ご答弁ありがとうございました。

運転免許証自主返納制度については、ここの部局だけではありませんけれども、公共交通の確保、それから自動車に頼り過ぎない社会をつくっていく取り組みとあわせて進むことによって交通事故が防げるかと思っておりますので、県警察本部におかれましては、積極的に推進していただくと同時に、関係の道路交通環境の取り組み、公共交通の取り組みなども充実することとあわせて、進められることを期待したいと思っております。

それから、若草山にモノレールをつくる計画について、まだ資料が配られたばかりで、私も一読をただけですけれども、これは、一読をするだけでも非常に景観にも大きな影響があるということは、ごらんいただければわかると思います。そして、本会議では、お金の問題ではなくて、世界遺産に、あるいは景観を破壊する取り組みが問題だという意見を申し上げましたけれども、金額を見て4億6,000万円近くとのことで、これはお金の問題も大きいと改めて認識した次第です。奈良公園地区整備検討委員会で、部局としてしっかりとかわっていくとのことです。当然、景観を守る立場で発言されることを期待するわけですが、先日の奈良公園地区整備検討委員会では、モノレールについては否定的な意見が続出したことも新聞報道で見えておりますし、その議事録もいただいております。そういう点では、非常に慎重な検討が要るのではないかと申し上げておきたいと思っております。以上です。

○山村委員 1点だけ、お伺いしたいと思います。

奈良県のごみの対策について。奈良県が策定しております廃棄物処理計画に、ごみゼロの奈良県の実現を掲げていただいております。奈良モデルとして、このことを追求してい

かれるということですので、大変積極的な取り組みであると評価いたしておりますが、やはり環境を守って100年後も持続可能な奈良、あるいは社会を目指すというのは大変重要なことだと思っています。同時に、県下の自治体、あるいは住民の皆さんの努力で家庭ごみの排出量が減少を続けているという成果もあると思っています。これまでの取り組みの評価、それから、今後、ごみゼロを目指すために当たってどうやって実現していくのか、その取り組みの方針、あるいは課題について伺いたいと思います。

○樹田廃棄物対策課長 お尋ねは、ごみゼロに向けて現状、課題、あるいは今後どのように取り組んでいくのかということでございます。

廃棄物の減量化は、委員もお述べのとおり、循環型社会を形成していく上で大変重要なことでありまして、県では平成25年3月、新奈良県廃棄物処理計画を策定し、その基本目標を未来に生きるごみゼロ奈良県の実現といたしまして、県民事業者、行政等の各主体者が中長期的に取り組む基本的な方向を示したところでございます。

本県の廃棄物の現状がどうかということになりますが、大きくは家庭や事業所から出る一般廃棄物と産業廃棄物に分けて見ていく必要があるわけですが、一般廃棄物について、これは国の実態調査の数値ですけれども、県内の各家庭から出る1人1日当たりのごみの量、平成23年度の実績になります。644グラムとなっております。これは5年前の平成18年度に比べますと13%減っておりまして、また全国の平均値が695グラムですので、これと比べましても7%少ないというのが本県の実態でございます。次に、産業廃棄物でございますが、このデータは県が平成22年度に実態調査をしております。県内の排出量は、約154万トンでございます。この5年前、平成17年度に比べますと、9%の減となっております。この数字は全国の都道府県の中でも最も少ない量となっております。それが、産業廃棄物の本県の現状でございます。この産業廃棄物の量につきましては、企業の活動状況や景気といった影響もあわせて考慮していく必要があると思っております。

今申し上げましたように、一般廃棄物、産業廃棄物ともにごみを減らすことについては着実に進んでおり、このことは環境への意識の高まり、あるいは循環型社会形成を推進するためのさまざまな施策の効果によるものと考えますが、一方でごみの再生利用、リサイクルであるとかリユースといった再生利用率が一般廃棄物、産業廃棄物ともに、残念ながら全国の平均値より下回っておるという実態もございます。

結果として、最終埋め立て処分場への処分率が低い水準、埋め立て処分する量の比率が

高いといった状況もございます。これらの主な要因としては、まず一つが、ごみの分別数の問題、全国に比べて奈良県は分別数が少ない状況でございます。それと、資源ごみの分別が不十分になっている。家庭ごみ、これは委員もお述べのとおり減っておりますけれども、一般廃棄物は事業所からも出ます。この事業所から出る一般廃棄物は、大体横ばいで進んでおります。次に、産業廃棄物を見てみますと、下水汚泥が下水整備の進捗とあわせてふえてきているのですが、この再生利用率が少し低い、なかなか難しい。逆に、リサイクル、再生利用率が高い建設系の廃棄物が横ばいから減少の傾向にあることが考えられると思っております。引き続き、こういった課題を踏まえながら、官民が連携しての取り組みを強化をしていかなければならないと思っております。

次に、今後どのように取り組んでいくのかでございます。廃棄物処理に関しましては、平成23年度から県市町村長サミットの奈良モデル検討会でも議論されてきております。このサミットでの検討成果を継承いたしまして、県としては、広域及び効果、効率的な事業の規模、あるいはその仕組み、そういった観点から、引き続き県と市町村が連携、協働して取り組む、循環型社会を形成する奈良モデルプロジェクトとして、廃棄物の再生利用、あるいは広域処理の促進を進めていきたい考えでございます。

今年度ですが、奈良モデルプロジェクトを進めるために、新たに県と市町村で担当課長会議を設置いたしました。これまで2回開催させていただいておりますけれども、当面4つの課題について検討を進めたいと思っております。1つが廃棄物の減量化、再生利用の促進、2つ目が一般廃棄物処理の広域化、3つ目が災害廃棄物処理対策の推進、4つ目が不法投棄、使用済み家電等の対策の強化でございます。これを進めるに当たっての県の役割は、1つは推進体制、県と市町村がともに議論を進める場を用意すること。2つ目、見通しを立てることから、先進事例の調査や市町村担当者との個別ワーキングなどにより本県の実態や課題を整理して、市町村との情報の共有化などを図っていききたいということ。最後に、さらに具体事業の実現化に向けまして、中長期的、あるいは広域的な視野に立って、再生利用など個別のアクションプランを検討、あるいは推進することをリードしていく、そういう役割を果たしていきたいと思っております。

以上、これらの取り組みですが、冒頭申しましたとおり、ごみゼロ奈良県の実現に向けて、市町村との連携、協働のもと、精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○山村委員 回答いただきまして、おおむねわかりましたが、少しだけ聞いておきたいと

思うことがあります。ごみゼロを目指していくというと、一定量までは必ず減ってくるのだけれども、そこから完全にゼロにしていくことはかなり難しい問題だと思うのです。そのためには発生を抑えることが第一に要ると思うのです。分別できないごみとか、処理困難なごみをなくしていくことで、政府を含めた全国的な取り組みというのが重要だということと、もう一つ、資源化ということでリサイクルを県としておこなっている部分を進めていくという点、おっしゃるとおりだと思っております。

今の報告の中で、今後の推進の方向として一般廃棄物の広域化のことに触れられました。広域化することに反対というわけではないのですけれども、ただ、ごみの減量ということ考えたときに、他府県の例などで、実際にごみ減量を推進しておられるところは、やはり小さい単位で進めていることが非常に成功をしている、細かく分別もできるし、住民と意思疎通しながら実際の行動に移していくプロセスでも非常に取り組みやすい事例がたくさんあると思っています。そういうことと言えば、経費がかかることは市町村が集まって全体で取り組んでいくと。しかし、具体的な取り組みはそれぞれの市町村で細かく目を配ってやっていくという、そういう両面が要るのではないのかと思ったのですけれども、そのことがどうなのかが1点と、焼却炉の建てかえに当たりまして、今、国は大型化ということで、補助金などで大きくすることを誘導する姿勢にあるのですけれども、ごみを減量していく上で、大型の焼却炉をつくって燃やせばいいという考え方も間違っていると思います。世界から、日本は焼却大国日本と言われてはいますが、そこを変えないといけないと思うのですが、奈良県の中での市町村にもいろいろなところで古いものもたくさんあるわけです。私の住んでいる奈良市は今、建てかえの検討をしておりますけれども、大型であればあるほど、地域住民に対する負担は大きくなってきますし、やはり大型を目指すよりもごみゼロを目指すことで、できるだけコンパクトにしていくという方向を、県としても指導したり、一緒に考えていったりすべきではないかと思うのですが、その点どうかと思います。聞くところによると、ニュージーランドなどでは、一般廃棄物のごみ焼却炉は一つもないと。そういうところもあるとのことで、方向としてはそちらを目指していくべきではないかと思うのですが、その辺についてお考えをお聞きしておきたいと思えます。

○樹田廃棄物対策課長 先ほど説明させていただいた中での、広域化の問題と、発生抑制、リデュースを含めた各地域、どちらかというときめ細やかな対応というか、そういった両面での考え方についてのご質問だと思いますが、おっしゃるように、廃棄物、循環型社会

形成ということでは、リデュース・リユース・リサイクルの3Rという言葉が一般化してきておると思います。発生抑制は、やはりごみゼロに向けて最も効果の高いというか、重点的な施策であると、国あるいは自治体もそれを認識した上で施策を進めておると考えております。その中で、広域化と申しましたが、一般廃棄物は市町村の自治事務でございます。人口の分布、あるいは地勢条件、地域の事情といろいろさまざまなことがあろうかと思っております。ですから県としても、単に焼却施設を合理化のため、また数値的な考え方だけで、一本化して巨大なものをつくるという考えで誘導しているわけではなくて、あくまでも各市町村長や各市町村の住民の方々の意向を踏まえながら広域化して一本化していくほうがいい領域は何なのか、それが焼却なのか、あるいは焼却を伴っての何らかの施策なのかも含めて考えております。それと、よく実際議論しておりますのは、リサイクルあるいはリユース、例えばリユースということでしたら、中古ということをいろんなイベントがやったりしますけれども、各地域で展開されていることが実際ございます。ですから、一本化していく領域と、きめ細かくやっていくことを市町村の現状、実態など意見を聞かせていただきながら、ともに議論をすることでどういった仕組み、あるいはスキームがいいのかを検討していきたいというのが、今始まったばかりでございますが、奈良モデルです。県と市町村がともに議論をして、どうあるべきかということを目指していきたい、そのように考えているところでございます。

○山村委員 考え方はわかりました。その方向でできるだけきめ細かくやっていただきたいと思っております。

最後に、焼却炉を大型化するというような燃やせばいいという考え方ではないとうたっていらっしゃると思っておりますので、その点もあわせて今後建てかえるところについては、ぜひとも考えていっていただきたいということをお願いしておきまして、終わります。

○宮木委員 失礼します。くらし創造部にフィルタリングの利用状況、促進状況についてお伺いいたします。

本日、10月1日から青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例が施行され、携帯電話販売店店頭で、青少年の使用する携帯電話についてインターネット接続に伴うリスクやフィルタリングの必要性を説明し、保護者も、フィルタリングをしない場合は、その理由を書面で提出しなければならないことになりました。事業者が保護者にフィルタリングを勧めるべきですが、しかし、私自身もインターネット環境整備法ができたころ、育友会役員として販売店調査を行ったことがあります。そのころ、販売店の説明は十分とは

言えず、不十分だった状況がありました。

今回の条例施行を契機に、しっかりとした説明をするよう指導していただきたいと考えております。さらに保護者も、子どもたちが携帯電話やスマートフォンを使ってインターネットを使用するリスクや仕組みを十分理解し、担当課では学校などを回って頑張っておられると聞いていますが、しっかり啓発したいものだと考えております。

そこで質問です。子どもたちの使う携帯電話やスマートフォンに関するフィルタリング利用の促進について、事業者への指導と保護者への啓発が中心となると思いますが、それ以外の働きかけも含め、これまでと今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○森青少年・生涯学習課長 青少年の健全育成に関する条例の一部改正に伴いますフィルタリング利用促進に向けた事業者への指導や保護者等への啓発の状況、それから今後の取り組みに対するご質問でございます。

青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例は、平成25年6月の県議会で議決いただき、7月17日公布、本日10月1日より施行となりました。このたびの条例改正は、青少年が利用する携帯電話についてフィルタリングサービスを解除する場合の要件を厳格化することで、フィルタリングの利用を促進するものでございます。また、あわせて携帯電話事業者の店舗等への立入調査や、勧告、公表などの措置もとれるように規定の整備を行ったところです。

ご質問の1点目でございますが、事業者への指導についてでございます。条例公布後、直ちに携帯電話事業者に対して改正の趣旨を周知する文書を送付いたしますとともに、9月には携帯電話販売店を対象として、条例改正説明会を開催いたしました。これにあわせて、県の作成したフィルタリングの必要性等を説明する窓口用の資料を業者に配布し、各店舗での活用も指導したところでございます。また、10月1日、本日の条例施行後は、携帯電話販売店への立入調査を中心に事業者への指導を展開いたします。具体的には、10月から携帯電話販売店全店、県下140店舗への一斉立ち入りを実施いたしまして、販売窓口で条例に基づく説明等が適正になされているかどうか確認と指導を行い、場合によりましては、勧告や公表も視野に入れながら、条例で求めています説明義務の履行を担保してまいりたいと思います。

次に、2点目でございます。青少年とその保護者への啓発の状況です。条例が公布されました後、直ちに関係行政機関、県内の全ての小・中・高校、そして関係団体などへ改正の趣旨を周知するための文書を送付いたしました。これにあわせて、県教育委員会等

を通じて保護者向けに条例改正を周知するチラシ、これを県内全ての小・中・高校に配布し、夏休み前の三者懇談等の場で活用してもらいました。また、県、県教育委員会や県警察本部、携帯電話事業者、それからPTA等で構成いたしております青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアムを通じまして、青少年、保護者、学校等への啓発活動を積極的に展開してまいりました。例えば8月には、教員等を対象とした参加者100名のネット・ケータイ指導者セミナーを実施、それから9月には、保護者を対象といたしました参加者150名の子どものネット・ケータイ利用を考える集いを実施いたしましたところ。また、教員、保護者、青少年を対象にいたしました出前啓発講習会、これは学校やPTA等の依頼に応じまして学校等に出向いて説明するものでございますが、実施予定も含め40講座を実施しております。それとは別に、県事業として、県の職員が出向いて説明する県政出前トークの制度も利用しまして、フィルタリング利用促進等のテーマで現在まで27回実施、または実施予定でございます。

3点目は今後の取り組みでございます。今後とも、県教育委員会や県警察本部と連携いたしまして、学校や生徒、保護者への組織的な働きかけを展開いたしまして、フィルタリングサービスの利用を促進してまいり所存でございます。例えば、クリスマス、正月、入学の前後に子どもに携帯電話を買うことが予想されます。冬休み前の三者懇談、あるいは入学説明会などの場を狙い打ちして、フィルタリング啓発チラシを県内全小・中・高校生やその保護者に配布いたしまして、フィルタリングサービスの利用を促進いたします。このほか、携帯セルフチェックリストなどを作成いたしまして、保護者や青少年にフィルタリング利用や保護者の管理義務についても啓発していきたいと考えています。さらに、教員に対しても、フィルタリングの具体的な状況がわからないという意見もいただいておりますので、携帯電話の現状やフィルタリングの仕組みを解説いたしました資料を作成し、その提供も進めてまいりたいと思っております。あわせて、先ほど申し上げました出前啓発講習会、出前トークについても引き続き積極実施で学校や地域への啓発を積み重ねてまいります。

このように、今後とも県教育委員会や県警察本部と連携いたしまして、事業者はもとより、学校、生徒、保護者への組織的な働きかけを展開してまいりまして、この具体的な取り組みの積み重ねによって青少年の携帯電話へのフィルタリングサービスの利用を一層促進いたします。そして、青少年の健全育成を図ってまいり所存でございます。以上でございます。

○宮木委員 ご答弁ありがとうございます。一番大切なことは、やはり子どもたちが犯罪に巻き込まれないことだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

そして、この条例の施行後も、私たちも販売店を回って、本当に子どもたちに説明をしているのか、また形だけの通達ではなくて、使用に当たって子どもたちがそういうことに巻き込まれるのだということが自覚できるかということも、購入者に確認していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○高柳副委員長 アスベストの問題をさせていただきます。

環境リスク調査の件です。クボタショック以降、奈良県の重い腰を上げていただいて、県独自の取り組みも幾つかやってもらっているのです。というのは、中皮腫の被害者を調査するのも、全国的にも奈良県が独自にやっていたと思っています。もう一つは、2年ほど前ですか、環境暴露の実態をより詳しく調べようということで、地元の自治体とか学者とか、議員などを入れまして、できれば健康被害の原因に迫れるような調査をやろうと検討委員会がつけられました。その中で、空気感染といたらないのですか、環境暴露だから、工場の内部で働いていた労働者の健康被害の実態を調べよう、退職者も含めて調べようと2工場に協力依頼をしたのですけれども、協力を得られなかったもので、それならば、工場周辺の1キロメートル以内の、地元の自治体に調査の協力を得て環境暴露の可能性のある人、3,337人を選び出して、その人たちの健康被害の実態を詳しく調べていこうと。最初の目的は、健康被害をなくすという検討委員会であったので、3,337人をきっちり見守っていこう、向かい合っていこうという趣旨で検討委員会がつけられて、その報告を受けてこの間あったと思っています。3,337人に環境省の健康リスク調査に参加してくださいと、第1回目の呼びかけをしたところが500人前後が応募しました。残りが2,800人余りですけれども、これだけ全国的に注目している取り組みが1回で終わっているのかどうか。2,800人残っているのですよ。そういうことも含めて、今の取り組みの現状を教えてくださいたいと思います。

○中川環境政策課長 今、副委員長から言われたように、調査委員会で3,337人を対象とすることになりました。その対象の方、3,337名に昨年度、戸別訪問をいたしまして、受診勧奨をいたしました。その結果、今副委員長がお述べいただきましたが、553名の方が受診を希望され、昨年度、平成24年度には87名の方がリスク調査を受診していただきました。今年度は、現在、受け付けをしておりますけれども、8月31日現在、124名の方々が受診、あるいは受診予約していただいている状況でございます。今回、

調査対象者 3, 337名のうち、まだ調査票が回収できていない、184名の方に対し早速に再度案内をするなどして、健康リスク調査への受診勧奨を行いたいと考えております。

今後とも引き続き、健康リスク調査の受診者増加に向け、啓発あるいは勧奨を続けていきたいと考えております。以上です。

○高柳副委員長 その持っている意味というか、担当者として、この3, 337人を一人一人戸別訪問で声をかけていくという、戸別訪問することはすごく踏み込んだ対応だと思っているのだけれども、今の段階では、まだ一巡していないという、184名からまだ回答を得ていないと聞こえたのです。それならば、まだ考えていますとか、環境リスク調査に参加するのを迷っている方とか、もう要らないという人とか、今すぐ参加したい人とか、いろいろな方がいると思うのです。それを1度だけで終わってしまうのではなしに、環境リスク調査というのは1度受けた方は毎年ずっと受けるのです。それだけ大事なところに参加するのだという訴えも含めて、3, 337人という分母はすごく大事な数です。3, 337人も地元の自治体に協力を得るのにアスベスト被害実態調査検討委員会ですごく難儀したのです。今までだったらそういうところまでしないのです。それをやっていただいた、貴重な協力の結果を大事に使ってほしい。一通りやりましたということではなしに、この数をどうさばっていくのかが、奈良県の環境政策の一つの大きな柱だと思うので、もう1度決意だけ述べてください。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 副委員長にもお入りをいただいて、我々、疫学的知見を得たいということで、2年間、検討のみならず、事業所にもアクションを起こさせていただきまして、それも含めて議論をしていただきました。その結果、紆余曲折はありましたけれど、王寺町、斑鳩町、平群町、三郷町の4町にも協力をいただいてたどり着いた結果が、先ほど副委員長がおっしゃっていただいた、昭和46年以前にお住まいの半径1キロメートルの範囲内の方を対象にということで、3, 337名の方に全て直接お会いをして面談をさせていただいて、趣旨をご説明し納得していただいた上で、受診の勧奨の意向をお聞きしたという形でございます。調査票未回収の184名の方の中には不在等でお会いできていない方もいらっしゃいますがまずこれを優先に、3, 337人全ての方に趣旨をお話させていただいて、ご協力なり、受診の勧奨をしたいと思っております。

予算の事業説明のときにもさせていただきましたけれども、継続して受診勧奨はやらせていただきたいと思っています。私も参画させていただいていましたので、2年間の検討結果のその重きというのを十分理解した上で対応をしていきたいと考えております。以上

でございます。

○高柳副委員長 ありがとうございます。高度成長時代のツケといたらいいのですか、それにきっちりと向かいあえるそういう自治体になったらいいと思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

○神田委員長 ほかには質問はありませんね。

これをもってくらし創造部、景観環境局、警察本部の審査を終わります。

午後1時より、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の審査を行いますので、よろしく願いします。それでは、しばらく休憩します。ご苦労さまでした。

11：13分 休憩

13：02分 再開